



# ひらた行政だより

## 所得申告相談のお知らせ ～申告の準備はお済みですか？～

令和2年分申告相談受付が、2月16日から3月15日まで行われます。申告された内容に基づき「所得税」「村県民税」「国民健康保険税」等が決定されますので、申告に必要な書類や証明書、領収書等の早めの取りまとめをお願いします。

会場	月日	曜日	指定行政区	会場	月日	曜日	指定行政区
平田村役場 別棟会議室	2月16日	火	小平行政区	平田村役場 別棟会議室	3月1日	月	中倉二行政区
	2月17日	水	西山一行政区		3月2日	火	永田行政区
	2月18日	木	西山二行政区		3月3日	水	小松原行政区
	2月19日	金	東山行政区		3月4日	木	下蓬田行政区
	2月22日	月	上北方行政区		3月5日	金	打違内行政区
	2月24日	水	下北方行政区		3月8日	月	乙空釜行政区
	2月25日	木	駒形行政区		3月9日	火	上蓬田行政区
	2月26日	金	中倉一行政区		3月10日	水	蓬田新田行政区
			3月11日		木	九生滝行政区	
			3月12日		金	鴛子行政区	
			3月15日		月	指定なし	

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

◎受付時間 午前9時00分～11時30分／午後1時00分～4時00分

◎申告会場 平田村役場 別棟会議室

※2月24日(水)と3月3日(水)は、受付時間を午後7時まで延長します。

※行政区により指定日を設けていますが、都合が悪い場合は、別の日にお越しく下さい。

※車でお越しの方は、役場駐車場をご利用ください。

～新型コロナウイルス感染拡大に伴う予防対策についてご協力をお願いします。～

- ・申告相談に来場される方はマスクを着用してください。
- ・役場窓口に設置していた早朝受付は行いません。
- ・待合場所が混雑状況となった場合は、自家用車等で待機していただくようになります。
- ・発熱または風邪等の症状があり体調が悪いときは、無理せず、お電話でご相談ください。

### 申告に持参するもの

#### ①マイナンバー制度に伴う本人確認書類

次のⅠかⅡのどちらかを持参してください。

Ⅰ マイナンバーカード(顔写真のあるもの)

Ⅱ 通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写しなどと次のいずれかひとつ

①運転免許証 ②公的医療保険の被保険者証 ③パスポート

④身体障害者手帳 ⑤在留カード等

#### ②申告相談通知書

前回の申告で、営業・農業・不動産・雑収入・配当金・一時金の所得があった方(青色申告者は除く)に役場から送付します。送付された方は、持参してください。

#### ③確定申告のお知らせ(ハガキ)

税務署から送付された方は、持参してください。

#### ④印鑑 必ず持参してください。

⑤利用者識別番号等通知書

利用者識別番号等通知書をお持ちの方は持参してください。

⑥源泉徴収票・事業主の支払証明書

給与所得(給料・賃金等)や年金所得のある方は、必ず持参してください。

⑦生命保険料の支払証明書

生命保険料控除を受ける場合に必要です。

⑧地震保険料の支払証明書

地震保険料控除を受ける場合に必要です。

⑨医療費の領収書

医療費控除を受ける場合に必要です。実際に支払った医療費が10万円を超える場合で、令和2年中に支払った医療費の領収書を月別、個人別、病院別に整理してください。なお、高額療養費、生命保険の収入は差し引きになります。

⑩セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)による領収書等

健康の維持増進及び疾病の予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の令和2年中の購入が1万2千円を超えるとき。この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けることができません。

⑪身体障害者手帳・療育手帳等

障害者控除を受ける場合に必要です。

⑫農業所得の収支内訳書

収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や相手先を明確に記帳していない場合には必要経費として認められません。

⑬免税所得(免税牛)の売却証明書

農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。

⑭営業所得の収支内訳書

所得計算に必要な帳簿書類(現金出納簿、仕入台帳、賃金台帳、領収書等)及び収支内訳書を持参してください。

⑮金融機関の通帳等

所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。

⑯住宅借入金特別控除を受ける場合の書類

住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。

- ・請負契約書、売買契約書等の写し
- ・家屋、敷地の登記簿謄本
- ・住民票抄本
- ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
- ・源泉徴収票(給与所得等のある方)
- ・還付金の振込先の口座番号(申告者本人名義)

⑰その他

- ・令和2年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書等
- ・令和2年中に保険金(死亡・満期)を受け取った保険金支払明細書

お問い合わせ先

平田村役場税務課 /電話 0247(55)3113

申告会場(平田村役場別棟会議室)臨時電話 ※申告相談期間中のみ /電話 0247(55)2859